

主要行等向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）～（５） （略）</p> <p>（６）金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項  <u>主要行等においては、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第 12 条に規定する事業再構築（資本の最大限の増加等）が講じられているかに留意することとし、その他の取扱いは「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に準じるものとする。</u></p>	<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）～（５） （略）</p> <p>（６）金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項  <u>主要行等における、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適用の際の取扱いは「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に準じるものとする。</u></p>